



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

1198 農用地利用配分計画の認可	(経営支援課)..... 1
1199 保安林の指定施業要件変更予定	(森林整備課)..... 1
1200 公共測量の終了	(技術調査課)..... 2
1201 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課)..... 2
1202 〃	(〃)..... 2
1203 〃	(〃)..... 3

○ 収用委員会告示

1 土地収用法による裁決手続開始の決定 4
2 〃 4

告 示

和歌山県告示第1198号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、次の土地に関する農用地利用配分計画を平成28年10月14日に認可した。

平成28年10月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成28年度第61号	日高郡日高町荊木字柳539-1
平成28年度第62号	有田郡有田川町大谷字丸山409
平成28年度第63号-1	西牟婁郡すさみ町周参見字平松前2104外3筆
平成28年度第63号-2	西牟婁郡すさみ町口和深字湊1外4筆
平成28年度第64号	日高郡日高川町和佐字パイロット2372

和歌山県告示第1199号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

平成28年10月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 伊都郡かつらぎ町（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び伊都振興局農林水産興部林務課並びにかつらぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1200号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づきみなべ町長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成28年10月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 作業の種類 公共測量(基準点測量、水準測量、TS等現地測量)
- 2 作業期間 平成28年7月11日から同年9月30日まで
- 3 作業地域 和歌山県日高郡みなべ町東吉田地内

和歌山県告示第1201号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成28年10月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流及び急傾斜地の崩壊
- 2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称
小引1(5-383-1-009)、小引2(5-383-1-010)、小引3(5-383-1-011)、小引4(5-383-1-012)、小引(I-927)、池ノ上(I-928)、小引2(II-4118)、小引(101)(II-50253)、小引3(III-2563)
- 3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図書のとおり
- 4 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)で定める事項
次の図書のとおり
(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びに由良町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1202号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成28年10月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流及び急傾斜地の崩壊

2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

高野川右支溪(5-388-1-005)、高野川左支溪(5-388-1-008)、高野川右支溪(5-388-2-014)、高野川左支溪(5-388-2-015)、井戸ノ谷川(5-388-2-901)、下高野(I-1284)、柿垣内(I-1285)、芝垣内2(I-1286)、串ノ浦(I-1287)、永井(I-1288)、高野(I-4061)、高野氷川1(I-4064)、高野氷川2(I-4065)、高野氷川5(II-4751)、高野氷川6(II-4753)、高野氷川3(II-4756)、高野氷川4(II-4762)、高野大串2(II-4771)、滝入谷1(II-4794)、高野2(II-4795)、滝入谷2(II-4810)、高野101(II-50210)、高野102(II-50211)、高野103(II-50212)、高野104(II-50213)、高野105(II-50214)、高野106(II-50215)

3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

4 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びにみなべ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1203号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成28年10月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

宇久井002(8-421-1-085-1)、宇久井(101)(I-80005)、宇久井(102)(I-80006)、宇久井(103)(I-80007)、宇久井(104)(II-80092)、宇久井(105)(II-80093)、宇久井(106)(II-80094)、宇久井(107)(II-80095)、宇久井(108)(II-80096)、宇久井(109)(II-80097)、宇久井(110)(II-80098)、宇久井(111)(II-80099)、殿和田(I-1899)、中芝(I-1900)、宇久井1(I-4645)、宇久井2(I-4646)、宇久井3(I-4647)、宇久井5(I-4649)、宇久井9(II-8158)、宇久井10(II-8159)、宇久井11(II-8160)、宇久井12(II-8161)、宇久井15(II-8164)、宇久井16(II-8165)、宇久井17(II-8166)、宇久井19(II-8168)、宇久井20(II-8169)、宇久井23(III-4524)、御殿場1(III-4525)、御殿場2(III-4526)、宇久井24(III-4527)、宇久井26(III-4529)、長野(III-4530)

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号。以下「施行令」という。)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び東牟婁振興局新宮建設部並びに那智勝浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

2 土砂災害警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域の名称

宇久井001 (8-421-1-084)、宇久井003 (8-421-1-085-2)、宇久井004 (8-421-2-099)、宇久井005 (8-421-2-110)、宇久井006 (8-421-2-111)、宇久井007 (8-421-3-013)、宇久井4 (I-4648)

(3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び東牟婁振興局新宮建設部並びに那智勝浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

収用委員会告示

和歌山県収用委員会告示第1号

土地収用法 (昭和26年法律第219号) 第45条の2の規定により、平成28年10月13日次のとおり裁決手続開始の決定をした。

平成28年10月25日

和歌山県収用委員会会長 月 山 純 典

- 1 起業者の名称 和歌山市
- 2 事業の種類 市道坂田磯の浦線新設工事 (和歌山県和歌山市磯の浦字山崎地内から同市磯の浦字萩原下地内まで)
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等、土地所有者の氏名及び住所並びに土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

裁決手続開始を決定した土地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人				
所在	地番	地目		地積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)	使用しようとする土地の面積 (㎡)	氏名	住所	氏名	住所	権利の種類
		登記簿	現況	登記簿	実測							
和歌山県 和歌山市 磯の浦字 大井口	不明 ただし、 300番 又は 301番	田	雑種地	1,173 634	不明	464.45	41.79	貴志周次郎	和歌山市加太 1070番地44 ただし、不動産登記記録上の住所 和歌山市加太 419番地	—	—	—

和歌山県収用委員会告示第2号

土地収用法 (昭和26年法律第219号) 第45条の2の規定により、平成28年10月13日次のとおり裁決手続開始の決定をした。

平成28年10月25日

和歌山県収用委員会会長 月 山 純 典

- 1 起業者の名称 和歌山市
- 2 事業の種類 市道坂田磯の浦線新設工事 (和歌山県和歌山市磯の浦字山崎地内から同市磯の浦字萩原下地内まで)
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等、土地所有者の氏名及び住所並びに土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

裁決手続開始を決定した土地								土地所有者		土地に関して 権利を有する 関係人		
所 在	字及び 地 番	地 目		地積 (㎡)		収用しよ うとする 土地の面 積 (㎡)	使用しよ うとする 土地の面 積 (㎡)	氏 名	住 所	氏名	住所	権利 の 種類
		登記簿	現況	登記簿	実測							
和歌山県 和歌山市 磯の浦	字口大井 谷 311番1	山林	雑種地	773	838.27	68.42	12.88	有限会社平 山建設	大阪府大阪市 生野区新今里 二丁目13番17 号 ただし、不動 産登記記録上 の住所 大阪府大阪市 生野区新今里 四丁目12番23 号	—	—	—
	字口大井 谷 316番1	雑種地	雑種地	700	709.71	1.95	1.34					
	字口大井 谷 319番	雑種地	雑種地	558	565.76	133.41	10.19					
	字奥大井 谷 324番1	雑種地	雑種地	79	82.73	82.73	—					
	字地獄谷 512番	山林	山林	426	442.87	343.28	5.39					
	字地獄谷 515番	山林	山林	763	793.10	104.20	10.63					
	不明 ただし、 字大井原 530番、 531番 若しくは 532番 又は 字小山原 533番1、 533番2、 533番3、 534番、 535番1 若しくは 535番2	山林	山林	247 5,276 5,633 1,586 49 1,636 3,798 2,786 694	24,250.51 ただし、 筆ごとの 実測面積 は不明	992.81	41.40					